

平成30年度以後に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する考え方

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
1	解釈指針 6－1－4－1	同指針「改定理由」中に示されている「Q&A」案のA（Answer）で、「それぞれの能力について対応する選考方法を個別具体的に示す必要はなく、それぞれの能力を入学者選抜の過程でどのように評価し、合否判定に活用しているかを概括的に示すことで足ります。」とされていることに賛同いたします。人物の潜在的能力などは、必ずしも厳密な数値化になじまないからです。	【対応】 原文のままとする。 【理由】 修正を求める意見ではないため。